

鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域(銃)の 期間更新等について

1 鳥獣保護区

(1) 期間更新

No.	名称	区分	所在地	面積 (ha)	更新後の存続期間	備考
1	川口 鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	川口市	1,074.0	平成30年11月1日から 平成40年10月31日まで	
18	両神山 鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	秩父市、小鹿野町	2,911.0	平成30年11月1日から 平成40年10月31日まで	
34	両神小学校 鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	小鹿野町	5.8	平成30年11月1日から 平成40年10月31日まで	
40	新河岸川・柳瀬川 鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	富士見市、志木市	52.5	平成30年11月1日から 平成40年10月31日まで	
51	荒川南部 鳥獣保護区	集団渡来地	さいたま市、戸田市、 朝霞市、志木市、和光市 富士見市、川越市	2,070.6	平成30年11月1日から 平成40年10月31日まで	
65	まつぶし緑の丘公園 鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	松伏町	26.5	平成30年11月1日から 平成40年10月31日まで	
合計			6か所	6,140.4		

※ 平成30年10月31日に期間満了を迎えるものを更新し、新たな存続期間を平成30年11月1日から平成40年10月31日までとする。

2 特定猟具使用禁止区域（銃）

(1) 期間更新

No.	名称	所在地	面積 (ha)	更新後の存続期間	備考
14	鳩山 特定猟具使用禁止区域（銃）	鳩山町	2,571.0	無期限	
45	黒浜 特定猟具使用禁止区域（銃）	蓮田市、久喜市、白岡市	2,873.3	無期限	
56	館川ダム 特定猟具使用禁止区域（銃）	小川町	8.0	無期限	
57	小鹿野 特定猟具使用禁止区域（銃）	小鹿野町	456.6	無期限	
58	四阿屋山 特定猟具使用禁止区域（銃）	小鹿野町	185.3	無期限	
59	渡良瀬遊水地 特定猟具使用禁止区域（銃）	加須市	43.0	無期限	
60	白井差 特定猟具使用禁止区域（銃）	小鹿野町	180.0	無期限	
87	深谷北部 特定猟具使用禁止区域（銃）	深谷市	996.7	無期限	
117	こだまゴルフクラブ 特定猟具使用禁止区域（銃）	本庄市、美里町	114.5	無期限	
118	鐘撞堂山 特定猟具使用禁止区域（銃）	深谷市、寄居町	110.5	無期限	
119	上栢間 特定猟具使用禁止区域（銃）	久喜市	250.3	無期限	
	合計	11か所	7,789.2		

※ 平成30年10月31日に期間満了を迎えるものを更新し、存続期間を無期限とするものである。

(2) 区域変更

No.	名称	所在地	面積 (ha)			存続期間	備考
			変更前	変更	変更後		
49	川島 特定猟具使用禁止区域 (銃)	坂戸市、 川島町	1,253.4	49.6	1,303.0	平成30年11月1日から 平成35年10月31日まで	区域変更後は川越市 も含む。
	合計	1 か所	1,253.4	49.6	1,303.0		

3 指定猟法禁止区域（鉛散弾）

区域変更

No.	名称	所在地	面積 (ha)			備考
			変更前	変更	変更後	
3	入間川 指定猟法禁止区域（鉛散弾）	川越市、川島町	366.8	△ 49.6	317.2	川島特定猟具使用禁止区域（銃）の 拡大に伴う縮小
	合計	1 か所	366.8	△ 49.6	317.2	